

議案第15号 小松島市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

袋地等、条件の不利な市有地の売却及び市行財政の効率的又は効果的な推進に資する利活用に係る市有財産の民間事業者等への貸付を進めるため、これらに係る譲渡価格又は貸付料を減額することができるとする規定を追加するもの。

小松島市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例(昭和39年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、無償で、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該国又は地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(2) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の</p>	<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、無償で、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該国又は地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(2) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の</p>	

財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価格に相当する金額の範囲内において、当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

- (4) 国，他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において，公用，公共用又は公益の用に供するため，普通財産を当該国，地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は，次の各号の一に該当するときは，これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国，他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において，公用若しくは公共用又は公益の用に供するとき。

財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価格に相当する金額の範囲内において、当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

- (4) 国，他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において，公用，公共用又は公益の用に供するため，普通財産を当該国，地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

- (5) 袋地，狭小地，不整形地その他の土地(以下「袋地等」という。)であつて，当該袋地等に隣接する土地(当該袋地等と道路又は水路を介して接している土地であつて，当該袋地等と一体的に利用することができるものと認められるものを含む。)の所有者(当該隣接する土地の借地権を有している者その他市長がこれに類する事情があると認める者を含む。以下この号において同じ。)以外の者が画地として単独で利用することが困難と認められるもの及びその定着物を当該所有者に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は，次の各号の一に該当するときは，これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国，他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において，公用若しくは公共用又は公益の用に供するとき。

追加

<p>(2) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p> <p>2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合に準用する。</p> <p>(行政財産の無償貸付、減額貸付等)</p> <p>第4条の2 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。</p>	<p>(2) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p> <p><u>(3) 普通財産の貸付けを受けた者が、当該普通財産を利活用することにより、本市の行財政の効率的又は効果的な推進に資すると認めるとき(第1号に掲げるときを除く。)</u>。</p> <p>2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合に準用する。</p> <p>(行政財産の無償貸付、減額貸付等)</p> <p>第4条の2 前条第1項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。</p>	<p>追加</p>
---	---	-----------